

姫路市立城北小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 1 日
平成 27 年 6 月 23 日一部改訂
平成 28 年 6 月 22 日一部改訂
令和 2 年 6 月 30 日一部改訂
令和 3 年 6 月 24 日一部改訂
令和 5 年 1 月 13 日一部改訂
令和 6 年 5 月 28 日一部改訂
令和 7 年 4 月 7 日一部改訂

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周囲の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

【姫路市いじめ防止基本方針（平成 29 年 12 月改訂）より抜粋】

「いじめ」の基本理念

「いじめ」は、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにし、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

「いじめ」の基本認識

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

「いじめ」防止に向けた基本施策

いじめ防止に向けた基本施策としては、未然防止に主眼をおきつつ、早期発見、早期対応を柱に、全教職員の協働により、学校組織体制を確立し取り組むこととする。

特に、小中一貫教育推進モデル校として培ってきた校種の枠を超えた協働体制を軸に、小中学校双方の密な連携と相互理解をいかしつつ、初期対応のみならず、未然防止、早期発見に対して迅速かつ適切に取り組む。

あわせて、平素より、家庭や地域社会との連携を密にし、地域ぐるみの協働体制を確立し、いじめ防止に全力で取り組む。

未然防止

I 適時性、連続性を重視した系統的な指導の充実

小中一貫教育の理念をいかし、全教育活動を通して、発達段階に応じた適時性のある指導を行うとともに、学年間のつながりを重視した系統的な指導を行い、学力向上並びに望ましい人間関係の育成に努める。

II 心の教育の充実

人権教育・道徳教育の充実を図り、豊かな心の育成に努める。

特に、兵庫型体験教育をはじめとした様々な体験活動やライフスキル教育などを通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、自尊感情や自己有用感を育成する。

また、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報に関する知識やインターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させる。

さらに、年度当初のPTA総会における学校の取組紹介や学校評議員会等において、いじめ防止に向けた取組を学校組織全体で取り組むことを伝えるとともに、オープンスクール等を通して、年間1回以上は、道徳の時間の学習を公開する等して、保護者・地域住民に対して啓発し、理解と協力を仰ぐ。

III いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修や関連行事等を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

あわせて、小中一貫教育の取組のひとつとして、広嶺中学校ブロック3校協働により実施・分析している「全児童生徒アンケート」結果をいかし、授業や実践の一層の充実と改善を図り、学力向上や、人間関係力育成に努める。

IV 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

学級活動や児童会活動、学校行事等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方についての考えを深め、集団の一員としての自己を生かす能力を養う。

また、学校教育全領域において、児童が、協力し合って自らの手で問題を解決し、よりよい学校を作ろうとする、自主的、実践的な態度を育成する。

V 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

学校業務改善を一層推進し、事務作業や会議の効率化を進め、教職員が、ゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人一人の状況や学級集団の様子を日常的に把握するなど、いじめ防止に適切に取り組む体制づくりに取り組む。

また、児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラルの研修会等を行う。

早期発見

I 心かよう学級経営の充実

一人一人の居場所のある、受容的、支持的風土に満ちた学級経営に努めるとともに、日々の児童の観察や、日記等を通して、心のサインやいじめの兆候等の早期発見に努める。

II いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するため、日常的に児童の様子を把握するとともに、定期的な調査及び面談を、学校評価も含め次のとおり実施する。なお、アンケート調査に関しては、児童が記入しやすい形態で実施する。

- (1) 第1回アンケート並びに面談 (6月)
- (2) 第2回アンケート並びに面談 (11月)
- (3) 第3回アンケート並びに面談・学校評価 (2月)

III いじめ防止対策支援委員会（生活指導委員会）の設置

校長、教頭、生徒指導担当、各学年担当、養護教諭、児童支援教諭、養護教諭等で組織する生活指導委員会を設置し、月1回の定例会議を開催する。

その際、児童の実態を出し合い、共通理解することにより、いじめにつながる事象やサインがないか、多くの教職員の目とセンサーとで点検、検討し、いじめの早期発見に努める。

IV 相談体制の整備

平素より、担任をはじめとした教職員と児童及び保護者との信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気をつくるとともに、スクールカウンセラー及び姫路市立総合教育センター並びに相談窓口を周知する等、児童や保護者の悩みをいち早く察知し、いじめの早期発見に向けた取組を推進する。

早期対応

I 迅速かつ適切な対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に対応する。特に、担任一人で抱え込み、判断することで時期を逸し、問題が深刻化することも鑑み、早期に、学年、生徒指導担当、必要に応じては管理職に報告し、適切に対処する。

【組織体制での取組の基本】

「ほう、れん、そう」の徹底・・・報告、連絡、相談

【問題事象（兆候）に対する初期対応の基本】

「そう、せい、じ」の徹底・・・早期に、正確に、そして、時期を逸さずに・・・

II 事態を継続、悪化させない、かつ、再発防止に向けた組織的な取組

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行うとともに、校内組織に報告し、組織的な対応を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、周辺の児童への指導・支援も行う。
- いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。ただし、これは、一日も早く教室での通常の学習に戻るための、一時的、緊急的な措置であることを踏まえて指導にあたる。
- いじめの関係者間の関係修復に向けて、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- インターネットを通じて行われるいじめが発見された場合は、資料、証拠の確保、関係児童からの聞き取りを行うとともに、掲載者に削除依頼をかける等、迅速に対応する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされていることとする。
 - (1) 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月は継続していること。
 - (2) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

重大事態への対処

重大事態とは・・・

(1)いじめにより，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合

(2)いじめにより，児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき

概ね年間 30 日を基本とするが，児童が一定期間連続して欠席しているような場合等，
学校長が重大であると認める場合には，この限りではない。

校長が重大事態と判断した場合，直ちに，教育委員会に報告するとともに，校長がリーダーシップを発揮し，学校が主体となって，いじめ防止対策支援委員会を母体として調査し，事態の解決にあたる。

なお，事案によっては，教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（学校サポート・スクラムチーム内の「いじめ問題等支援チーム」）に協力し，事態の解決に向けて対応する。

いじめ防止対策支援委員会の組織対応について

日常の児童観察 状況の把握 （担任・養護教諭・専科）
・アンケート ・面談 ・チェックリストによるチェック

報告・連絡

いじめ防止対策支援委員会

校長・教頭・生徒指導担当・児童支援担当・各学年担当・養護教諭

- ・例月の生活指導委員会において、いじめ並びに兆候の有無、気になる事象等について確認
- ・事案発生、認知の際は、いじめ対策支援委員会（チーム）として、必要に応じて、他の関係職員も加え、対処することとする。

保護者・PTA

職員会議

各学年部

市教委・関係機関 等

いじめ事象・兆候の発生・確認

事実確認（聞き取り）

当事者・担任・関係職員・目撃者等
※慎重かつ迅速に正確な事実を確認

一般・軽微事案

重大事案

いじめ防止対策支援委員会

※指導方針、指導体制の協議、決定 再発防止策検討、提案

市教委へ報告

市教委・関係機関等

関係児童への指導・保護者対応並びにケア

広嶺中学校ブロック
小中一貫教育推進委員会

再発防止に向けた取組の推進 教職員の共通理解

城北小学校におけるいじめ未然防止のための年間指導計画

① 未然防止に向けた取り組み

児童の「自尊感情」を高める取り組みを中心にして計画している。例として、いきいきタイムなどの異年齢集団との関わりの中で、他者に認められる喜びに気づき、最終的には自ら進んで他者・集団に貢献できる児童を育てる取り組み。

児童が安心して生活できる、自己存在感を感じられる授業づくりや集団づくりなどを通した「学級の風土づくり」など。

② 早期発見に向けた取り組み

児童との信頼関係を築いた上で、児童観察、アンケート、日記などで児童の生活や様子や心情に注意を払い、変化に気付けるようにする。また個別に話を聞く機会を設ける。

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	・職員会議 ・生活指導及びいじめ防止基本方針の確認 ・生活指導委員会	・学級のきまりの確認 ・いきいきタイム（全学年） ・ハートフルウィーク ・道徳・人権学習 ・学級活動でのお互いを知る活動（対人関係スキル）	・スクールカウンセラーによる相談
5月	・生活指導委員会	・一年生を迎える会	
6月	・小中一貫生活指導部会 ・生活指導委員会 ・児童理解の研修	・個性的であること（5年） ・おたがいをよく知ろう（6年） ライフスキル教育	・いじめアンケート（1回目） ・面談
7月	・生活指導委員会	・学級のくらしのふり返り	・生活アンケート（1回目） ・個別懇談会
8月	・広嶺中校区カウンセリングマインド研修	・クリーン作戦	・夏季休業後の児童観察
9月	・生活指導委員会	・新学期の学級指導 ・情報モラル教室（5・6年）	
10月	・生活指導委員会	・友達からのプレッシャー（5年） ・私の伝えたいこと（6年） ライフスキル教育	
11月	・生活指導委員会 ・児童理解の研修		・いじめアンケート（2回目） ・面談
12月	・生活指導委員会	・薬物乱用防止教室（6年）	・生活アンケート（2回目） ・教育相談
1月	・生活指導委員会	・新学期の学級指導	・冬季休業後の児童観察
2月	・生活指導委員会 ・小中一貫生活指導部会	・ストレスに強くなろう（5年） ・広告を調べよう（6年） ライフスキル教育	・いじめアンケート（3回目） ・面談
3月	・生活指導委員会	・6年生を送る会	

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- ☐ グループ分けをすると特定の児童が残る

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気なくおどおどし、話す時人の顔を気にする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 腹痛など体調不調を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなり、提出物が期限にそろわない
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 涙ぐんでいたり、不安そうな表情をする

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる

◎昼食時

- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べていることが多い
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 掃除内容等、教師の指示を受けた活動をしたがる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机に落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている児童

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。